

埼玉県農業大学校寮生活規程

埼玉県農業大学校寮は、規律ある団体生活を通して自主協同の精神を養い、入寮者相互の親和と人格の向上を図り、豊かな人間性を養うことを目的とする。

(目的)

第1条 埼玉県農業大学校管理規則第11条の規定に基づき、寮の管理運営に関し、必要な事項を定める。

(入寮及び退寮)

第2条 養成部の学生で、入寮を希望する者は、校長に入寮願(様式1)を提出し、入寮許可(様式2)を受けるものとする。

- 2 年度の途中において入寮を希望する場合は、原則として入寮する日は月の1日からとし、入寮を希望する月の前月の1日から10日の間に入寮願を提出しなければならない。
- 3 退寮を希望する者は、退寮届(様式3)を校長に提出する。ただし、退学又は休学した場合は、退寮届の提出を要さない。
- 4 入寮希望者が多い場合は、通学時間等を考慮して、入寮者を決定する。
- 5 通学生が臨時に寮を使用する場合の取り扱いについては、寮臨時使用等に関する規程で定める。

(寮費の納付)

第3条 入寮者は、寮費を納付しなければならない。

- 2 寮費は、寮部屋使用料と光熱水費の合計とし、額は校長が別に定める。
- 3 入寮の月及び退寮の月で、入寮期間が1月に満たない場合でも、寮費を納付するものとする。
- 4 先進農家等体験学習期間中の寮費の納付については、校長が別に定める。
- 5 入寮者は、寮費の1年分を4期に分け、校長が指定する期日までに納付しなければならない。ただし、校長が特別な事情があると認める場合は、この限りでない。
- 6 寮費の納期分の途中において、卒業若しくは退学、休学等の理由により退寮した者は、当該退寮日の属する月の翌月からの寮費の納付を要しない。

(入寮許可の取り消し)

第4条 入寮者が次の各号の一に該当するときは、校長は入寮許可を取り消すことができる。

- (1) 寮費を納付期限を1月以上過ぎても納付しないとき。
- (2) 寮生活規程を守らず、寮の規律が乱れると判断されたとき。
- (3) 不正な行為によって入寮したとき。
- (4) 寮管理上の指示に従わなかったとき。

(寮の組織、運営)

第5条 入寮者全員で構成する寮生活委員会を設置し、寮の運営を行う。なお、寮生活委員会については、寮生活委員会会則で定める。

(部屋の割当)

第6条 原則として寮は、A棟及びB棟を男子寮、C棟を女子寮とする。

- 2 二人一部屋を原則とする。

3 部屋は原則として専攻別に割り当てる。部屋の割当を変更する場合は、寮生活委員会が提案し、校長が許可する。

(入寮期間)

第7条 入寮期間は、入寮が許可された日から当該学生の最短修業期間内の退寮期限の日までとする。

2 退寮期限の日は、卒業式当日とする。

(生活時間)

第8条 入寮者は、別に定める生活時間を守らなければならない。

2 入寮者は、門限時刻以降開門時刻まで在寮しなければならない。

(寮生活指導員の指導)

第9条 入寮者は、寮生活指導員に関する規程に基づき設置された寮生活指導員の指導に従わなければならない。

(外出、外泊、帰寮)

第10条 入寮者は、第8条の生活時間を守ることを条件に、外出できるものとする。

2 原則として、門限時刻以降開門時刻までの間は帰寮することはできない。

3 外泊しようとする場合は、外泊届(様式4)を提出しなければならない。

4 外泊後、帰寮した時は、速やかに寮生活指導員に報告しなければならない。

(鍵の貸与・返却)

第11条 入寮者に部屋の鍵を貸与する。鍵は、退寮時に返却しなければならない。

2 紛失した場合は、寮部屋鍵紛失届(様式5)を提出し、鍵の作成に必要な経費を実費弁償しなければならない。

(寮の管理)

第12条 入寮者は、寮内外を清潔にし、保健衛生面に万全の注意を払うとともに、火災予防に心がけ、避難方法、避難場所等を熟知しておかななければならない。

2 盗難防止のため、貴重品は各自の責任で保管、管理するとともに、外出中は部屋の鍵をかけなければならない。

3 ごみは分別し、指定された場所に捨てなければならない。

4 入寮者は、寮及び寮の設備・備品等を常に正しく保全し、これを目的外に使用してはならない。

5 火災の危険のある機器、多量に電力を消費する機器、広い置き場所を必要とする機器、他の入寮者に迷惑を及ぼす機器等を、寮内に持ち込んではいない。
持ち込み可能な機器は別表のとおりとする。

別表

小型コンピュータ
ミニコンポ
アイロン(1200ワット以下)
ドライヤー(1200ワット以下)
電気ケトル(保温機能のないもの)
加湿器

(原状回復及び損害賠償)

第13条 入寮者は、自己の責めに帰すべき事由により部屋、共有部分又は設備を滅失、損傷又は汚損したときは、速やかに届け出るとともに、原状に回復し又はその損害を賠償しなければならない。

(禁止事項)

第14条 寮において、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 所定の場所以外での喫煙
- (2) 飲酒
- (3) 入寮者以外の寮への立入り
- (4) 男子寮及び女子寮への異性の進入
- (5) 暴力行為
- (6) 寮内及び寮周辺での調理及び火気の使用
- (7) 危険を伴う物品の持込み
- (8) 寮内及び寮周辺での動物の飼育
- (9) 寮の目的外での使用

(その他)

第15条 その他必要な事項は、校長が別に定める。

附則1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附則2 平成18年 7月 1日 一部改正。

附則3 平成20年 2月25日 一部改正。

附則4 平成21年 2月19日 一部改正。

附則5 平成22年 2月22日 一部改正。

附則6 平成26年12月24日 一部改正。

この規程は、平成27年4月1日から適用する。

附則7 令和 2年 4月 1日 一部改正。

(以下様式省略)